

運輸交通専門委員会通信

平成 30 年 1 月 15 日
運輸交通専門委員会
委員長 前川 貴司

平成 29 年度上半期の運輸交通専門委員会の活動報告を申し上げます。

本年度は初頭より運輸交通分野において制度上の大きな変化がありました。

自動車保有手続のワンストップサービス（以下「OSS」といいます）の全国展開や対象手続の拡大を受け、当県においても平成 29 年 4 月 3 日より継続検査手続の OSS が稼働しました。

また、平成 30 年度より新車新規登録の OSS が本格稼働いたします。関連して、新車ディーラーから依頼を受ける車庫証明手続の取り扱いが大きく変化することとなります。

加えて、本年度初頭に封印制度の改正が施行され、今後行政書士が係わる範囲が拡大することとなります。

本邦における自動車登録分野を取巻く業務環境は劇的に変化しており、我々の業務のあり方に著しい影響を与えることは避けられない状況です。

運輸交通専門委員会では大きな変化に対応できるよう十分な情報提供を行う為、以下のような活動を行いましたのでご報告いたします。

1 宮崎運輸支局管内における OSS の稼働状況に関するご報告

運輸交通専門委員会では、来年度より実施予定の新車新規登録の OSS について情報収集のため、委員のうち 2 名が第 5 回宮崎県 OSS 導入準備会に参加しました。

参加者は宮崎運輸支局 2 名、宮崎県税務課 2 名、宮崎県警察 2 名、日本自動車販売協会連合会宮崎支部 3 名オブザーバーとして国土交通省専門官 1 名、運輸支局専門官 1 名、宮崎県整備振興会 1 名、宮崎県行政書士会 2 名の合計 14 名です。

以下に、その会議の内容等を報告いたします。

① 全国の OSS 制度の稼働状況

継続検査手続の OSS は本年度初頭より全 47 都道府県で導入が完了しており本県においても稼働している状況です。

新車新規登録の OSS は 14 都道府県が導入済みとなっております。（平成 29 年 12 月 1 日現在）さらに 16 県が導入を予定しており、本年度中に 30 都道府県が稼働する予定です。既導入県における利用率は 63 パーセント強となっております。本県におきましても本格実施後の利用率は同程度の利用率になるものと予測されます。

中古新規登録や移転登録等の中間登録の OSS に関しましては現在 12 都道府県で導入済み、さらに本年度中に 16 県が導入を予定しており、本年度中に 28 都道府県が

稼働する予定です。

なお、九州運輸局管内稼働状況については沖縄県で全てのOSS対象手続について稼働済み、大分県で一部（抹消登録関連）手続は既に稼働している状況、佐賀県では1月より稼働予定となっており、各々行政書士による申請実績も上がっているようです。

② 宮崎県における新車新規登録のOSSの実施スケジュールについて

会議の中で、宮崎県における今後のOSSの具体的な実施スケジュールが示されました。

宮崎県における新車新規登録のOSSは平成30年5月14日から試験運用開始、平成30年7月2日から本格運用開始となる予定です。

その他中間登録のOSSの導入時期については未定であること、軽自動車の継続検査のOSSについては平成31年1月から全国で実施すること、軽自動車の新車新規のOSSについては平成31年9月より予定していることが示されました。

なお、OSSに必須であるダイレクト納付について、平成29年10月2日より新たに宮崎県内の信用金庫（宮崎・都城・延岡・高鍋・南郷）が対応開始、平成30年1月より宮崎銀行が対応予定となっております。

会員が主に利用することになると思われる中間登録のOSSに関して宮崎県の稼働時期は未定ですが、平成30年5月14日に試験運用開始に伴いOSSの基本システムが導入済みとなること、及び国土交通省が平成29年5月30日の「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」の閣議決定を受け、さらに強力にOSS制度の普及を押し進めていく状況を鑑みると、遠くない時期に宮崎県においても全てのOSS対象手続について導入されるものと思われます。

我々宮崎県の自動車登録業務を取扱う会員にとって、OSSへの対策は待ったなしの状況です。

③ 新車新規登録のOSSが稼働することによる行政書士への影響

新車の新規登録のOSSが稼働することにより、最も影響を受ける業務は車庫証明業務です。

平成17年より開始されたOSSは原則、国土交通省のポータルサイトから全ての書類を電子化した上で行う必要がありました。

しかしながら、住基カードによる電子証明制度が普及せずOSSの利用率は0.73%程度と全く伸びない状況が続きました。そのため、平成19年より利用率を向上させるべく、一括大量代理申請者を対象とした印鑑証明書等を利用した自動車保有関係手続のワンストップサービス（通称ハイブリッドOSS方式）の運用が開始され、結果、新車新規登録におけるOSSの利用率は大きく上昇しました。（OSSによる新車新規登録の利用率は平均63パーセント強）

ハイブリッドOSS方式で紙による提出が認められているものの中に車庫証明は含まれておらず、車庫証明（自動車の保管場所の確保等に関する法律第四条第一項ただし書き及び同法施行令第二条第二項の保管場所の確保を証する通知）は例外なく電子申請で行われます。（同法施行規則第二条）

現状、宮崎県の日本自動車販売協会連合会（以下「自販連」といいます）に加盟する新車ディーラーは、その販売する新車のほぼ全ての新規登録について行政書士を配した登録代行センターを通じて申請しています。

現行、OSSが稼動していない宮崎県内において、新車の新規登録の大部分は各地の会員が車庫証明（配置図等の事実証明書類の作成及び現地調査を含む）を申請し、発行された車庫証明は他の登録関係書類と一緒に登録代行センターに持ち込まれ新規登録を申請するという流れになっております。

しかしながら、OSS稼動後は車庫証明手続、新規検査、自動車登録手続、納税申告など、新車新規登録に関する諸手続を自販連自体が申請代理人として行政書士を介さず一括で申請することになります。（平成17年行政書士法施行規則改正によりOSSによる新車新規登録に関して自販連が適用除外を受けているため）

OSSのシステム上、自販連が申請する新車新規登録について紙の車庫証明を別途添付することも、会員が電子申請した車庫証明（保管場所の確保を証する通知）を利用することも出来ません。

すなわち、自販連加入新車ディーラーの販売した新車の新規登録に関して、会員は車庫証明申請に携われないこととなります。

これは、宮崎県の昨年度の新車新規登録された車両は約2万5千件であり、その登録手続に必要な車庫証明手続の大部分を行政書士が担っていたと推測されますが、その業務の大半が失われてしまう可能性があるということを意味します。

事実、一部のOSS先進県では新車新規登録に関連する車庫証明関連業務が激減した事例も聞き及びます。

そこで運輸交通専門委員会としては、業務確保を図るべく、配置図等の事実証明書類の作成業務は行政書士の専管業務であることから、配置図等の事実証明書類の取扱について自販連と意見交換を行いました。

結果、配置図等事実証明書類作成業務に関しては行政書士の専管業務であることをお互いに確認し、今後も自販連会員である新車ディーラーを通じて配置図等事実証明書類作成業務を依頼する意向であること、保管場所標章の受領及び各自販連会員への引渡も依頼したい意向であることを確認しました。

その場において、自販連会員の非行政書士行為等が生じないよう法令順守について徹底して頂きたい旨を申し伝え、書面の訂正方法等具体的な方法に関しては、警察規制課の意向等確認の上、別途情報交換を行なうことを確認いたしました。

今後、運輸交通専門委員会としましては、県警本部交通規制課のOSS担当者とも協議を

進めた上で、非行政書士行為の徹底排除の為に行政書士会としての要望を申し伝える予定です。

協議を進める中で、新たな情報が判明次第ご報告いたします。

④ O S S のこれまでの経緯とこれからの方向性

来年度より宮崎県において新車新規登録のO S Sが稼働したとしても、通常の紙ベースの自動車登録業務は残ります。運輸支局への自動車登録申請業務に関しては車庫証明業務ほど大きな影響は当面無いものと思われます。(新車新規登録の一般会員による取扱は少ないため)

しかしながら、平成17年にO S Sが稼働すると同時に行政書士法の適用除外がO S Sによる新車新規登録及びその手続を行うものとして自販連が指定されたことを皮切りに、昨年度は、行政書士法の適用除外対象として継続検査(道路運送車両法第62条第1項)、その手続を行うものとして日整連、自販連が指定されるなど、適用除外範囲が拡大されつつあります。

現在、中間登録のO S Sについては業として代理申請ができるのは行政書士だけです。O S Sの稼働率の上昇は行政書士による中間登録のO S Sの利用実績にかかっていると云えます。

会議の中で国交省の担当官より、今後行政書士に任せるだけでは中間登録のO S Sの実績が伸びないと判断された場合は、中販連や軽協会など関連団体にも行政書士法の適用除外を拡大していくという方針であることを暗に感じさせる発言がありました。

すなわち、行政書士が積極的にO S S利用を行い、O S Sシステムの根幹を担うことこそ業務確保の唯一の方策であり、より質の高いサービスの提供を目指し、自己研鑽を積み備えることが必要であると言えるのではないのでしょうか。

運輸交通専門委員会としましては、会員の皆様のO S Sに対応した環境整備に資するため、研修等の実施だけでなく、HP上での情報提供も行う予定です。

現在、ハイブリッド方式のO S Sは国土交通省のポータルサイト(平成29年4月1日よりハイブリッドO S S対応開始、一括大量申請不可、利用料無料)及び自動車登録情報活用協会のO S S申請共同利用システム(通称A I N A S、一括大量代理申請者用、一件毎手数料)、民間の自動車登録ソフト会社が独自に開発したシステム(一括大量代理申請可能、別途ソフト使用料)を利用し申請する必要があります。

O S Sに取組まれる予定の先生方には宮崎県で未稼働のO S S対象手続に関しても、先進県に対する申請は可能であることから、是非機会を見つけて積極的な取り組みをお願い致します。

2 封印受託者制度改正について

本年 4 月 1 日より、平成 29 年 2 月 28 日に改正された通達「封印取付委託要領」（平成 18 年 10 月 4 日付け国自管第 86 号）が施行されました。

この改正はラグビーワールドカップ特別ナンバープレートの交付にかかる関係省令の施行に伴い封印制度の運用を一部改正するものであり、行政書士会への封印取付委託制度の創設、封印取付できる範囲の拡大、並びに標板の後返納方式の明記が実現しました。

当該改正は行政書士の業務範囲を拡大するものであり、特に行政書士への封印権の付与は行政書士会が長年要望していた事柄であります。

自動車を運行の用に供する為には、道路運送車両法（以下「車両法」といいます。）第 4 条第 1 項の規定により自動車登録ファイルへ登録し、車両法第 11 条第 1 項の規定により自動車登録番号標（以下「ナンバープレート」といいます。）を自動車番号標交付代行者から交付を受け、取付けたうえでナンバープレートに封印の取付けを受けなければなりません。

封印の取付けは本来国の責務ですが、車両法第 28 条の 3 第 1 項の規定により同法施行令及び同法施行規則並びに封印取付委託要領（平成 18 年 10 月 4 日付け国自管第 86 号）に定める要件を備える者に封印の取付を委託することができます。

国より封印取付けの委託を受ける者を受託者といいますが、従来は甲種受託者（整備振興会や標板協会等の一般社団法人全国自動車標板協議会の会員が兼ねる場合がほとんどです）乙種受託者（完成検査終了証のある自動車の販売を生業とするもの、いわゆる新車ディーラー）丙種受託者（一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会の会員、いわゆる J U 中販連）の 3 種類が定められており、乙種受託者はそれぞれ自ら販売した自動車、丙種受託者はその構成員が販売する自動車について、一定の条件の範囲内で自らの名において封印取付を行うことが出来ます。

そのなかで、行政書士は「甲種受託者による出張封印について」（平成 18 年 1 月 30 日付け国自管第 168 号課長通達 ※現在は通達改正を受け廃止）により自動車ユーザーの利便に資する為、甲種受託者より再委託を受けて、甲種受託者の名により出張封印を行っていましたが、その封印作業範囲は生業としての自動車の売買に係るものを除く自動車と定められており、実質個人間の売買を想定したもので、利用数はそれほど多くありませんでした。

このたびの通達改正を受けて、新たに行政書士会単位会を受託者とする丁種封印受託者制度が創設され、併せて封印可能範囲が拡大しました。

具体的に丁種封印受託者が封印取付できる範囲は、「その所属する行政書士が運輸支局等に提出する書類を作成した自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く※新車新規・中古新規・変更・移転の場合のみ）」と定められており、個人、法人、自動車販売業者を問わず、乙種受託者となっている新車ディーラーや J U 中販連加盟店の販売する自動車以外の自動車は丁種封印受託者（県会）より再委託を受けて自動車登録業務に十分精通した会員が封印できるようになりました。

加えて、従来の甲種封印受託者からの再委託による出張封印のみならず、乙種受託者が販売する自動車についても乙種受託者からの再委託を受けて、また丙種受託者の構成員が販売する自動車についても丙種受託者の構成員からの再々委託を受けて自動車登録業務に十分精通した行政書士が出張封印することが可能となり、活躍の範囲が広がったといえます。

さらにはナンバープレートの後返納方式についても改正通達の中に明記されており、より実務的な取扱いが可能となりました。

県会では丁種封印制度等の早期実施のため、本年度 5 月に丁種封印管理委員会準備委員会を立上げ、封印取付け委託契約の締結に向け、他県会の情報を収集しつつ、封印の管理規定や取扱内規等の検討協議を重ね、平成 29 年 12 月 12 日に宮崎運輸支局と第 1 回目の協議を行いました。

今後、協議が調いましたら、理事会の承認を得たうえで、封印の取扱い及び管理を担当する丁種封印管理委員会を正式に発足し、委託契約を締結し、会員向けの研修を実施した上で、制度が開始される見込みです。

なお、各会員がこの丁種封印制度を利用いただくためには、通達の中で自動車登録業務に精通した行政書士という要件が規定されていますので、研修等により要件を満たして頂いた会員の内、丁種封印の利用を希望される会員を丁種封印会員として名簿（丁種会員名簿）に登載した上で、丁種封印受託者である行政書士会より再委託を受けて封印取付け作業を行うこととなります。

丁種封印取付け業務の詳細は委託契約が調った段階で出来るだけ速やかに研修を実施し周知を図る予定です。

なお、ナンバープレートの後返納については可能であれば丁種封印制度の実施時期と同時に実施を希望しておりますが、運輸支局側の準備状況によるため、丁種封印制度の実施に遅れる可能性があります。

いずれにせよ、ナンバープレートの後返納方式の実施時期が判明した段階で、別途研修等により周知を図る予定です。

その他、従来より実施されている甲種受託者の名による行政書士の出張封印についてはそのまま存在する為、封印作業可能範囲の改正内容の実務への反映につき協議を進めております。乙種受託者の名において行う乙種受託者より再委託を受けて行う行政書士による出張封印は会員からの需要を勘案し必要があれば自販連等と協議する予定です。丙種受託者の名において行う丙種受託者の構成員から再々委託を受けて行う行政書士による出張封印についても会員からの要望・需要を検討し必要であれば J U 中販連と協議する予定です。

いずれにせよ、運輸交通専門委員会としましては丁種封印管理委員会に全面的に協力し早期の制度運用開始を優先して活動いたします。